

1. 件名：重大事故等対策に用いる特定重大事故等対処施設について
2. 日時：令和5年7月20日 10時30分～11時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

長官官房技術基盤グループ 技術基盤課

照井課長補佐、山田専門職、佐藤係長

審査グループ 実用炉審査部門

澤田管理官補佐、岡本上席安全審査官、河原崎係長

関西電力株式会社

原子力事業本部 安全・防災グループ マネジャー 他2名

四国電力株式会社

原子力本部 原子力部 運営グループ リーダー 他2名

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力機械グループ グループ長 他3名

#### 5. 要旨

○九州電力株式会社、関西電力株式会社及び四国電力株式会社（以下「事業者」という。）から、前回の面談（5月31日実施）での指摘を踏まえて、重大事故時の特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）の活用等による体制の最適化について説明があった。

○原子力規制庁は、事業者の説明内容に対して、以下のとおり指摘した。

- ・ 重大事故等時に特重施設を使用することは、現時点でも特段の許認可手続を要することなく実施可能である。
- ・ その上で、重大事故等対策の有効性評価上で期待する設備を特重施設に変更したいとのことだが、特重施設は、意図的な航空機衝突等の状況に備えて、重大事故等対策の更なる安全性向上のためのバックアップ対策として設置を要求していることを踏まえて、特重施設の位置付けを整理する必要がある。
- ・ 事業者の検討している内容は、新規制基準策定時に想定していなかったことであるため、特重施設の設置に伴う LCO 等の改善の考え方と同様に、ATENA 等を通じて原子力規制委員会で議論できるようにすること。

○事業者から、本日の面談における指摘事項等について、了解した旨の回答があった。

#### 6. 提出資料

重大事故等時の特重施設活用等による体制の最適化について

以上